販売用資料

2019年9月12日

米国小型株ツインα（毎月分配型）

※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

第70期決算および分配金のお支払いについて

平素より「米国小型株ツインα（毎月分配型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
当ファンドは9月12日に第70期決算を行い、当期の分配金（1万口当たり、税引前）を以下の通り決定いたしました。

分配実績（1万口当たり、税引前）

当ファンドは継続的な分配を目指しており、2018年12月12日以降、毎月50円の分配を継続してきました。
基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、下記の水準へ引き下げることと致しました。

決算期		-	2019/7/12	2019/8/13	2019/9/12	設定来累計
		第1～67期	第68期	第69期	第70期	2019/9/12まで
毎月分配型	分配金（対前期末基準価額比率）	8,700円（87.0%）	50円（1.5%）	50円（1.5%）	40円（1.3%）	8,840円（88.4%）
	騰落率（税引前分配金再投資ベース）	31.5%	2.2%	-5.9%	5.8%	33.8%

（注1）「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～67期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。
（注2）「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～67期と設定来累計の欄は、設定日から各期末までの騰落率です。それ以外の欄は、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金は基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

基準価額の推移　2013年11月25日（設定日）～2019年9月12日

（注1）基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
（注2）税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。
※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは6ページおよび投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

足元の市場動向と分配金の引下げについて

■ 米国小型株式が大幅下落

- 2019年1月以降の米国株式市場は、2018年末に急落した反動に加え、米連邦準備制度理事会（FRB）による利上げ打止め観測の浮上などから、上昇に転じました。
- 8月には、米政府による対中追加関税の引上げなど米中貿易摩擦激化への懸念が高まったことから、S&P500指数の8月単月の騰落率は-1.6%となりました。
- 米中貿易摩擦問題は、国内市場への依存度が高い中小企業へも影響を及ぼしており、小型株式で構成されるラッセル2000指数は足元で大きく下落し、8月単月の騰落率は-4.9%となっています。

■ 米中貿易摩擦懸念から米ドル安円高が進行

- 為替市場は、2019年7月の米連邦公開市場委員会（FOMC）で大幅な利下げ観測が後退したことなどから一時円が売られたものの、米中貿易摩擦が米ドルの重石となり、足元では米ドル安円高傾向が続いています。

■ 市況悪化により基準価額が下落

- ツインα戦略は、オプションプレミアムの確保が期待される一方で、株価が下落した場合や、対円で米ドルが下落した場合（円高）には、下落幅に応じた損失を被ることとなります。
- 上記の環境下において、基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、今期の分配金を引き下げることと致しました。

＜米国株式指数の推移＞
（2018年8月末～2019年8月末）

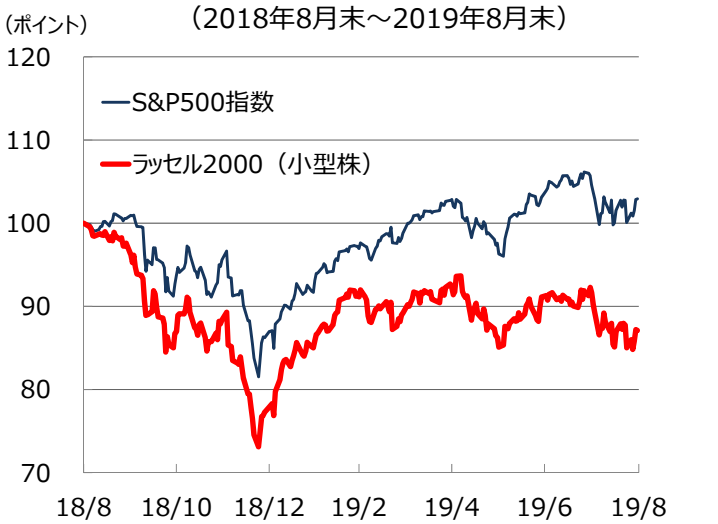

（注1）2018年8月末を100として指数化。
（注2）指数はいずれも当ファンドのベンチマークではありません。
（注3）指数は配当込み、米ドルベース。

＜米ドル円の推移＞
（2018年8月末～2019年8月末）

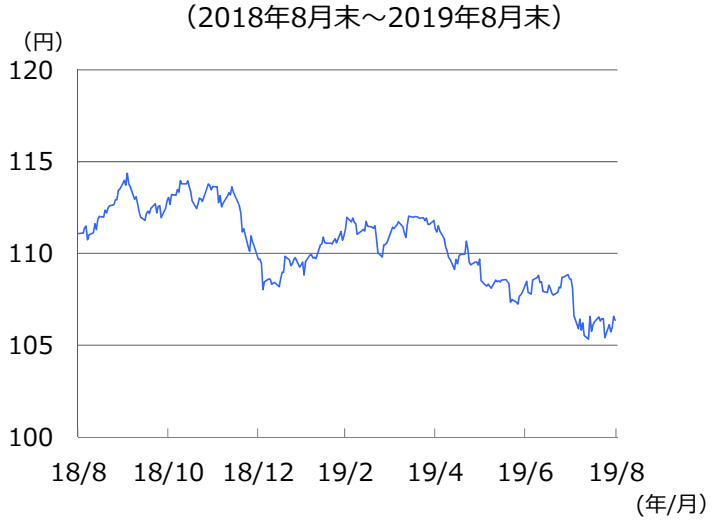

（出所）Bloombergのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績および当資料作成時点における見通しであり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。

ファンドの目的

当ファンドは、米国の小型株へ実質的に投資するとともに、「株式カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を組み合わせることで、インカムゲインと高水準のオプションプレミアムの確保、ならびに信託財産の中長期的な成長を目指します。

※当ファンドにおける「株式カバードコール戦略」とは米国小型株市場全体にかかるコールオプションを売却することをいいます。また、「通貨カバードコール戦略」とは円に対する米ドルのコールオプションを売却することをいいます。以下、同じです。

ファンドの特色

1. 米国の小型株へ実質的に投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。
2. 株式への実質的な投資に加えて、ツインα戦略を行うことで、オプションプレミアム*1の確保を目指します。
   - ・当ファンドのツインα戦略とは、主として担保付スワップ取引を通じた株式カバードコール戦略と通貨カバードコール戦略の組み合わせのことをいいます。
   - ・株式カバードコール戦略は、米国小型株市場全体のコールオプション*2の売りを行うことで、オプションプレミアムの確保を目指す戦略です。
   - ・通貨カバードコール戦略は、円に対する米ドルのコールオプション*2の売りを行うことで、オプションプレミアムの確保を目指す戦略です。
   - ・各カバードコール戦略は、ファンドが実質的に保有する米ドル建て資産総額の50%程度を基本とします。また、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

   ※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。

   *1「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。

   *2「コールオプション」とは、対象資産（株式など）を特定の価格（権利行使価格）で特定の日（満期日）に買うことができる権利をいいます。

   当ファンドの株式カバードコール戦略では、米国小型株市場全体(株価指数またはＥＴＦ)にかかるコールオプションの売りを行います。
3. 毎月の決算日に、原則として収益の分配を目指します。
   - ・決算日は、毎月12日（休業日の場合は翌営業日）とします。
   - ・分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
   - ・収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
   - ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク（詳しくは各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

○当ファンドは、投資信託証券におけるスワップ取引を通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資するとともにオプション取引等デリバティブ取引を行った場合の投資成果を享受しますので、基準価額は変動します。
また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
○信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
○投資信託は預貯金と異なります。
○お申込みの際には、販売会社からお渡しします最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえご自身でご判断ください。
○基準価額を変動させる要因として主に、■株価変動に伴うリスク　■為替リスク　■流動性リスク　■ツインα戦略に伴うリスク　■スワップ取引に関するリスク　があります。
ただし、上記はすべてのリスクを表したものではありません。

ご参考　分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（イメージ図）

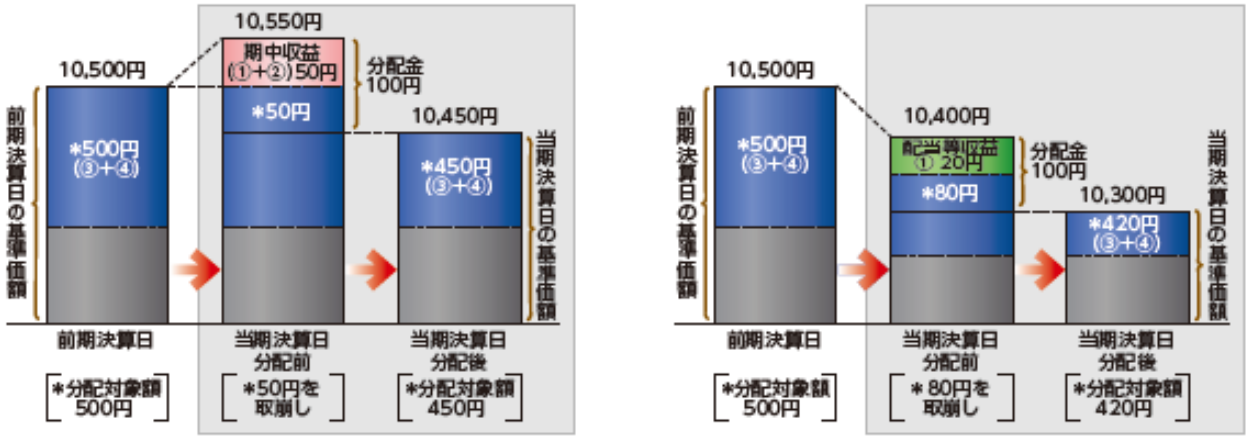

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（イメージ図）

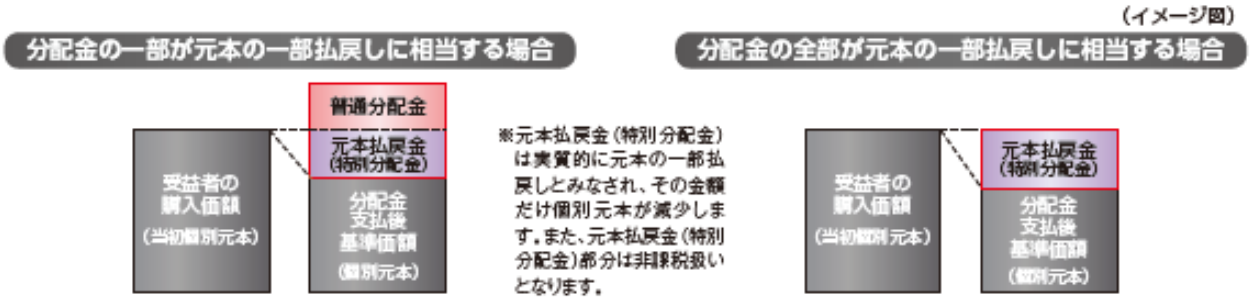

普　通　分　配　金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）　普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

カバードコール戦略を用いた場合の値動きの特徴について

◆原資産（株価指数など）および原資産に対するカバー率を50%とした場合のカバードコール戦略（以下、当戦略）の値動きの特徴として、主に３つのケースをあげることができます。

◆特に原資産価格が上昇・下落を繰り返すケース（３のケース）において、原資産価格が横ばい圏で推移したとしても当戦略の価格が下落（時間の経過とともに下落幅が拡大）する可能性があることは留意すべき特徴の一つと言えます。

＊「カバー率」とは、原資産に対するオプションのポジションの割合をいいます。

（注）カバードコール戦略により想定されるオプションプレミアムは考慮していません

（イメージ図）

① 原資産価格が継続して上昇するケース

【前提】原資産価格が毎期一定の率で上昇するケース

当戦略の価格は原資産価格の概ね半分程度の値上がり

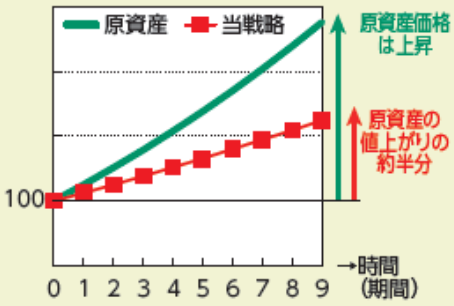

② 原資産価格が継続して下落するケース

【前提】原資産価格が毎期一定の率で下落するケース

当戦略の価格は原資産の価格と同様に下落

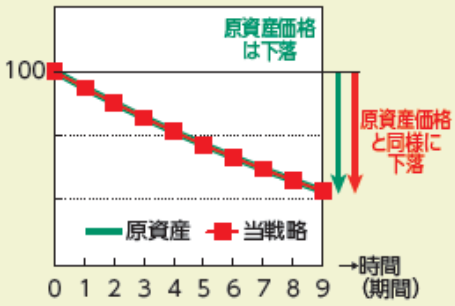

③ オプションの権利行使期間毎に原資産価格が上昇・下落を繰り返すケース

【前提】原資産価格が同じ率で上昇、下落を繰り返すケース

当戦略の価格は下落

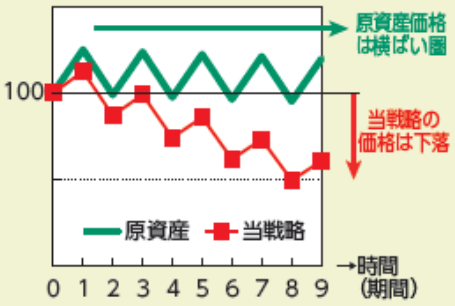

※原資産および当戦略の価格は当初100として指数化

※カバードコール戦略とは、オプションの権利行使価格を上回る原資産（株価指数など）の値上がり益を放棄するかわりに、オプションプレミアムの確保を目指す投資戦略です。

※上図の横軸（時間（期間））の目盛りは、カバードコール戦略におけるオプションの権利行使期間を表します。オプションの権利行使期間は、オプション取引量が多い１～３ヵ月程度が一般的です。

※上記は、原資産および原資産に対するカバー率を50%とし各期初にカバードコール戦略を構築したと仮定した場合のカバードコール戦略の値動きのイメージであり、カバードコール戦略に対する説明のすべてを網羅したものではありません。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

信託期間	2013年11月25日から2023年11月13日（約10年）
購入単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。
決算日および収益分配	年12回の決算時に分配を行います。

ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

①投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.78%＊1(税抜3.5%)を上限として販売会社毎に定めた率を乗じて得た額とします。 ※詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ＊1 消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。 購入時手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じて得た額とします。

②投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

毎日、信託財産の純資産総額に年率1.485%＊2（税抜1.375%）を乗じて得た額とします。
運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
＊2 消費税率が10%になった場合は、年率1.5125%となります。

＜運用管理費用(信託報酬)の配分＞

当該ファンドの運用管理費用（信託報酬）			
	委託会社	年率 0.60%（税抜）	ファンドの運用等の対価
	販売会社	年率 0.75%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率 0.025%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券		年率 0.35%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
実質的な負担		**年率1.835%＊3(税込)程度**	―

＊3 消費税率が10%になった場合は、年率1.8625%となります。

その他の費用・手数料

財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。
※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他の関係法人

■委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）
三井住友DSアセットマネジメント株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第399号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）
株式会社りそな銀行

■販売会社（ファンドの募集・販売の取扱い等を行う者）
下記の販売会社一覧をご覧ください。

販売会社一覧（2019年9月12日現在）

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	○			
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第3号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第3号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○		○	
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○		○	○
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○			

（50音順）

投資信託に関する留意点

○投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。
　投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社の本支店等にご用意しております。
○投資信託は、元本保証、利回り保証のいずれもありません。
○投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
○投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
○銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2019年9月12日